

(案)

平成 23 年 2 月 日

長久手町長 加藤 梅雄 様

長久手町市制施行名称等検討委員会
委員長 吉田 濱一

市の名称等について (答申)

平成 22 年 10 月 15 日付け 22 長企第 212 号で諮問のありました市の名称、市制施行の時期、市制施行に伴う住所表示の方法について、本委員会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 市の名称は「長久手市」がふさわしい。
- 2 市制施行の時期は「平成 24 年 1 月 4 日」が適当である。
- 3 住所表示の方法は「現在の字名のみの表記」とすることが望ましい。ただし、同一の字名については、重複しないよう住所表示の方法に配慮されたい。

なお、本答申の後は、次の点に配慮しながら市制に関する準備を進められるよう要望します。

- ① 市制施行に伴う住所表示の変更により、自治組織の位置づけについて検討されたい。
- ② 市制に関する情報や必要な手続きなど、十分に住民への周知をされたい。